

がしまる

2021
冬
号

令和3年 2月

No.399

発行/沖縄県消費生活センター
電話(098)863-9212(事務局)
那覇市泉崎1-7-2 沖縄県庁1階

「くらしの情報誌がしまる」は、沖縄県消費・くらし安全課のホームページでもご覧いただけます。

楽しく確実に大金が儲かるいい話!? あなたならどうする?



友人・知人からの紹介やインターネットの広告などで、投資やバイトの勧誘を受けることがあります。もし次のような魅力的な勧誘を受けたら、あなたならどうしますか?

ケース ①	名義を貸すだけで10万円 起業したい人が金融機関から融資を受ける際に自己資金が必要となる。その見せ金を起業家に提供する仕事をしている。君の名義で消費者金融から100万円借りて自己資金作りに協力してくれたら10%のバイト代を払う。融資が決まったらすぐ返す。ただの見せ金なのでリスクは無いよ。
ケース ②	相談に乗るだけで月に70万円 サイトに登録すると、特定の男性からメールが届くので、悩み相談に乗ってあげたら報酬がもらえるよ。報酬額は月70万円。
ケース ③	自宅で30分の作業で月に120万円 スマホを日に3回操作するだけで簡単に稼げる方法を教えるよ。サイトの構築や煩わしいことは全てこちらがするよ。
ケース ④	アンケートに答えると1件あたり1万円 1件あたり1分程度の簡単なアンケートに答えるだけで報酬がもらえるよ。超有名企業1200社がアンケートを出題。会員の平均月収は400万円。
ケース ⑤	仮想通貨のプロジェクトに参加するだけで5億円 10万円を元手にインサイダー情報や自動売買ソフトを使った投資で500万円に増やし、それをICOで5億円に増やす。しかも利益200万円保証の特典付き。
ケース ⑥	FXで儲かる 登録したらFXのやり方を教えるよ。簡単に儲かるよ。

実際にやってみた結果は、次のページ

現実には想像以上に厳しかった…



前述のケースは全て県消費生活センターに相談があった事例です。消費者がこれら儲け話に応じたところ、次のような結果になりました…。

ケース ①	名義を貸すだけで10万円 勧誘した男性から10万円(自分が5万円、紹介した友人が5万円)は受け取った。しかし、その後、融資話は虚偽であったことが判明。後日、男性が破産申立して返金されず、消費者金融への多額の借金だけが残った。この事件の被害者は大学生を中心に660人、被害額は4億円に及ぶと言われている。
ケース ②	相談に乗るだけで月に70万円 様々な名目でサイトから手数料を要求された。まず、登録料で4,000円、次に安全確認のため15,000円、その次に個人情報交換のための解除コードに35,000円、解除に失敗したとして再解除のため50,000円、再失敗で更に50,000円、100,000円と次々にサイトから料金を請求され支払ったが、結局報酬は一切受け取れなかった。
ケース ③	自宅で30分の作業で月に120万円 45万円支払い教えてもらった情報はアフィリエイトで、実際には1万円しか稼げなかった。更に仮想通貨の投資も勧められて30万円支払った。後日、別の person から「被害者リストに載っているので被害回復する」と電話があり、サポート代8万円支払い、更にその person から別の投資話を勧められ55万円支払った。どれも全く稼げず被害回復も出来なかった。
ケース ④	アンケートに答えると1件あたり1万円 頑張って600件のアンケートに答えたが、報酬を受け取るには本登録と課題をこなす必要があると言われた。登録料27万円支払って課題に取り組んだが、「25本の動画を見て全て感想文を書くように」「私の夢を100個書くように」と厳しい内容だった。苦勞して提出すると繰り返しやり直しを指示され、いつまで経っても課題をクリア出来ない。 (なお、後日消費者庁が当該業者に調査を行った結果、アンケートを提供している企業は存在せず、本業務で稼げた人は一人もおらず、宣伝のほぼ全て虚偽であった。)
ケース ⑤	仮想通貨のプロジェクトに参加するだけで5億円 20万円を支払って参加した。すると後日電話があり、少人数限定の別のプログラムをしつこく勧誘され、根負けして50万円支払った。更に後日、「30人限定の抽選にあたりました」と更に上のクラスの登録勧誘があった。口座も未開設で一切利益は出ていないのに次々と強引な勧誘ばかりで不審だ。解約したい。
ケース ⑥	FXで儲かる 35万円支払い登録してアプリをダウンロードした。ところが、その後は質問しても「動画サイトを見て自分で勉強してください」との返信で対応してもらえない。「話が違うのでやめたい」と言っても解約を認めず、毎月の受講料を請求するメールが届いた。



クリティカル・シンキング (批判的思考) のすすめ

～感情や主観に流されずに物事を判断しようとする思考。幅広い視野から多面的に考えること～

楽しく確実に大金が稼げる、との儲け話に関する消費者トラブルは非常に多く、前述のケースはほんの一握りです。これら悪質な儲け話には次のような特徴があります。

<悪質な儲け話に多い共通点>

- ①不自然なほど好条件(簡単に高額収入を得られることを強調している)。
 - ・労働と対価が全くつりあっていない
 - ・投資でノーリスク・ハイリターンをうたっている(=現実にはありえない)
- ②「負担なし」といいながら、後になって高額な料金を要求する。または繰り返し料金を要求してくる。
- ③強引な勧誘を行う。投資のために多額の借金まで勧めてくる。
- ④始めのうちは利益が出ているように見える。
 - ・紹介料をもらえた。始めの頃は配当金をもらっていた。
 - ・お試しやデモ版、専用アプリの画面上では簡単に利益が得られた(実際には現金を受け取れない)。
- ⑤料金を支払ったら態度が変わりサポートや問い合わせに応じない。



<被害に遭わないために>

セールストークを信用せず、常にクリティカル・シンキングに努めましょう!

具体的には、

- ①口頭の説明だけで判断しない。
 - ・必ず文字で確認する(書面を求める。メールやSNS等の履歴も残しておく。)
 - ・真偽を確認する(説明が事実か裏付けを取る。同様のトラブル事例が無いかなど、インターネット等で情報を集める。周りの人に意見を聞く。)
 - ・契約内容や解約条項をよく確認する(契約の相手すら不明で、契約書や受領書等の書面交付もなく何の証拠も残らないことも多い。その場合被害回復も困難。)
- ②借金してまで契約はしない。名義も貸さない。
- ③流されずきっぱりと断る!(例え先輩や上司の誘いでも遠慮せずはっきりと断ろう)



令和4年4月1日から成年年齢が18歳になります!!

民法では、未成年者が親権者の同意を得ずに契約した場合には、原則として、契約を取り消すことが可能(未成年者取消権)であり、未成年者は法律で手厚く保護されています。しかし、未成年者取消権による保護がなくなる成年年齢に達した直後に、社会経験が乏しい若年者を狙った悪質な事業者のターゲットになることもあります。

前述の事例と同様の消費者トラブルは、学生など若年者でも多く発生しています。成年年齢が18歳に引き下げられた際には、悪質商法などによる消費者被害の拡大が懸念されており、特に(ケース1)のように知人から口コミで勧誘される儲け話は、高校などで一気に広がる可能性もあり、注意が必要です。普段からクリティカル・シンキングを習慣づけ、被害に遭わないようにしましょう!

沖縄県金融広報委員会からのお知らせ! **知るぽると**

金融広報アドバイザーの無料派遣を利用してみませんか!

公民館をはじめ地域の自治会、学校、PTA、サークルなど一般県民を対象とした地域の講演会や学習会に『金融広報アドバイザー』を講師として派遣します。

講師の謝礼、交通費は無料ですので、事務局までお気軽にお問い合わせください。

沖縄本島全域をはじめ離島にも派遣いたします。

講座時間	1回当たり1時間～2時間程度(参加人数10名以上)
講師派遣料	一切不要(当委員会にて負担)*会場は、申込者側でご用意ください。
申込	開催予定日の1ヵ月前までにお申込みください。
申込方法	「講師派遣依頼書」をFAXいただくか、当委員会ホームページのお申込みフォームからお申込みください。
テーマ(例)	お金ってなあに!、大切なお金の使い方、お金とライフプラン、カード社会/高校中退、一人暮らしに必要なお金、社会に出る前に知っておきたいお金のこと、相続と遺言、ちょっと気になるお金の話、ムダ遣い方程式、iDecoとNISAなど
令和2年度派遣実績	うるま幼稚園、具志川小学校、首里中学校、中部農林高校定時制、具志川高校、石垣市ひとり親家庭福祉会、島添の丘、豊寿大学、首里公民館、マザーズスクエアゆいはあと北部・中部、津波古自治会 ほか

詳細については、ホームページ **知るぽると沖縄** で検索。様々なテーマに対応しておりますので、まずは事務局までご相談ください。

刊行物・資料の提供・学習ビデオの貸出

金融・経済や生活設計、金融・金銭教育をテーマとしたくらしに役立つ冊子やパンフレット等の提供及び学習ビデオ(子ども向け・一般向け)を無料で貸し出ししています。

学校、地域、PTA、職場などの仲間同士で、各種教材を活用して楽しく学んでみませんか?

「18歳までに学ぶ契約の知恵」

高校生の方を想定し、18歳までに身につけておきたい契約の知恵を紹介しています。成年年齢の引下げ(20歳→18歳、2022年4月実施)



沖縄県金融広報委員会事務局

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 県庁1階【消費・くらし安全課 消費生活センター内】

電話 098-863-9212 FAX 098-863-9215 ホームページ <https://www.okinawa-kinkoui.com>

◆消費生活のご相談・お問い合わせは、下記の相談窓口へ

受付時間 月曜日～金曜日 9時～12時、13時～16時(土・日・祝日は休みです)

消費生活センター(本庁) ☎ 098-863-9214

消費生活センター(宮古分室) ☎ 0980-72-0199

消費生活センター(八重山分室) ☎ 0980-82-1289



国民生活センターが公式LINEアカウントを開設しました!!